

評議員条件変更のお知らせ

令和 7 年 8 月 2 日開催された理事会および総会にて、定款施行細則 8 条の 11 および 14 を下記のように変更いたしました。評議員選考にあたり重要な変更になりますのでご確認ください。(評議員については定款施行細則の 8 条および 9 条に規定)

※赤字が変更箇所

定款施行細則全文は[こちら](#)

変更前	変更後
11 認定評議員は、過去 4 年間に於いて以下の(1)～(4)のいずれかの条件を満たしていることを要する。 (1) 年次学術大会、心電学関連春季大会、カテーテルアブレーション関連秋季大会及び植込みデバイス関連冬季大会のシンポジウム、パネルディスカッションで演者を務めた者 (2) 年次学術大会、心電学関連春季大会、カテーテルアブレーション関連秋季大会及び植込みデバイス関連冬季大会のシンポジウム、パネルディスカッション以外の一般演題を含むセッションの座長および演者を複数回務めた者。ただし、スポンサードセッションの座長および演者は除く。 (3) 機関誌(「Journal of Arrhythmia」「心電図」)掲載論文の査読者を複数回務めた者 (4) 各種委員会／部会の委員・部会員を 3 年以上務めた者	11 認定評議員は、過去 4 年間に於いて以下の(1)～(4)のいずれかの条件を満たしていることを要する。 (1) 年次学術大会、心電学関連春季大会、カテーテルアブレーション関連秋季大会及び植込みデバイス関連冬季大会のシンポジウム、パネルディスカッションで演者を 2 回以上務めた者 (2) 年次学術大会、心電学関連春季大会、カテーテルアブレーション関連秋季大会及び植込みデバイス関連冬季大会のシンポジウム、パネルディスカッション以外の一般演題を含むセッションの座長および演者を 4 回以上務めた者。ただし、スポンサードセッションの座長および演者は除く。 (3) 機関誌(「Journal of Arrhythmia」「心電図」)掲載論文の査読者を 3 回以上務めた者 (4) 各種委員会／部会の委員・部会員を 3 年以上務めた者
14 推薦評議員の推薦人は最大 2 名推薦することができる。ただし、自施設からの推薦は 1 名までとし、専門性、地域性などを考慮しなければならない。	14 推薦評議員の推薦人は専門性、地域性なども考慮し、最大 1 名を推薦することができる。自施設からの推薦は可能な限り行わない。